

補助目的

地域鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備整備等に対して支援を行うことにより、安全な鉄道輸送を確保する。

補助対象事業

安全輸送設備整備事業（仮称）

○補助採択要件

「安全輸送設備整備計画（仮称）」の地方運輸局への提出

○補助対象設備

- ・安全な輸送を継続するために必要な設備
- 〔レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、車両 等



軌道改良



法面固定



ATS



車両の更新

鉄道事業再構築事業

○補助採択要件

「鉄道事業再構築実施計画」の国土交通大臣認定

○補助対象設備

- ・安全な輸送を継続するために必要な設備
- 〔レール、マクラギ、落石等防止設備、ATS、列車無線設備、防風設備、車両 等
- ・省力化設備・サービス改善に必要な設備
- 〔出改札設備、放送案内装置、ワンマンカー設備等
- ・コンサルティングに必要な経費

※再生計画事業は20年度で廃止。既存案件については従来通り経過措置で対応。

21年度→22年度への輸送高度化補助移行イメージ

21年度【輸送高度化事業費補助】

鉄道事業再構築事業

- ・鉄道事業再構築実施計画の大臣認定
- ・補助率 1/3 ※優先配分

計画安全事業

- ・第三者機関の評価を踏まえて作成した「総合安全対策計画」の運輸局提出
- ・補助率 1/3

輸送継続支援事業

- ・「総合連携計画」が策定された地域
- ・地域と連携して作成した「輸送継続設備整備実施計画」の運輸局提出
- ・補助率 1/3

再生計画事業 (経過措置、最長5年間)

- ・20年度末までに「再生計画」策定、運輸局の承認
- ・補助率 1/5 or 1/3

22年度【輸送対策事業費補助(仮称)】

鉄道事業再構築事業

- ・鉄道事業再構築実施計画の大臣認定
- ・補助率 1/3 ※優先配分
- ・対象設備は21年度と同様

安全輸送設備整備事業 (仮称)

- ・「安全輸送設備整備計画(仮称)」の運輸局提出
 - * 計画の様式は輸送継続設備整備実施計画と同程度の内容のものを検討中
 - * 事業者単独で提出可能予定(関係者市町村と連名で提出する必要なし)
- ・第三者評価要件は廃止
- ・安全確保のための設備整備に特化
 - * 以下の設備は補助対象外
車両の冷暖房化、ワンマンカー設備、乗降監視装置(モニターテレビ)、現業区の統廃合施設、駅階段、上屋、待合室、駅舎、出改札設備、駅照明装置、乗車案内用表示装置、放送案内装置
- ・補助率は1/3

再生計画事業 (経過措置、最長5年間)

- ・20年度末までに「再生計画」策定、運輸局の承認
- ・補助率 1/5 or 1/3
- ・対象設備は従前通りの取り扱い